

所得税届出書・申請書関係（抜粋）

届出が必要な場合	届出書名	提出時期
個人事業を新規開業した場合（事業、不動産など）	個人事業の開廃業等届出書	開業の日から1ヶ月以内
新規開業で青色申告をする場合	青色申告承認申請書	青色申告しようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以降新たに業務を開始した場合には、業務開始の日から2ヶ月以内）
事業を相続して青色申告をする場合	青色申告承認申請書	【前事業主の死亡日が1月1日～8月31日】 死亡日から4ヶ月以内 【前事業主の死亡日が9月1日～10月31日】 その年の12月31日まで 【前事業主の死亡日が11月1日～12月31日】 次年度の2月15日まで死亡日から4ヶ月以内
専従者（家族従業員）、従業員に給与の支払をする場合	給与支払事務所等の開設届出書	開業の日から1ヶ月以内
専従者（家族従業員）に給与の支払をする場合	青色事業専従者給与に関する届出書	その年の3月15日まで（その年の1月16日以降新たに業務を開始した人や新たに専従者がいることとなった人は、業務開始の日や専従者が入ることとなった日から2ヶ月以内）
源泉所得税の納期の特例を受けようとする場合	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	特例を受けようとする際、速やかに